

兵庫県高齢者生活協同組合 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業目的)

- 第1条 生協法人・兵庫県高齢者生活協同組合（以下「高齢者生協」という）が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態の高齢者（以下「要介護者」）に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とする

(運営方針)

- 第2条 事業所は、事業の実施にあたり要介護者等の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し居宅支援を行う
- 2 居宅介護支援の提供に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って、要介護者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏らないよう、公平中立に事業を行う
- 3 事業の実施に当たっては関連市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

- (1) 名称 高齢者生協ケアステーションながた
- (2) 所在地 〒653-0037 神戸市長田区大橋町9丁目4-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 本法人における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおり

- (1) 管理者 1名 (常勤職員、兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする

- (2) 介護支援専門員 4名 (常勤職員3名 常勤兼務1名)

介護支援専門員は、利用者からの相談を受ける。居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

(指定居宅介護支援の利用料等)

第6条 事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とする

- 2 第10条に定める通常の実施地域の範囲を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。また、自動車を利用した場合の交通費は事業所から利用者宅の往復距離について1キロメートルにつき15円とする
その他、利用者が必要とする資料のコピー料金の実費相当分
契約書本文第9条第1項但書の解約料
- 3 第2項の費用の支払いを受ける場合には利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりである

- ① 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式とする
- ② 利用者宅への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状態、居宅サービスの実施状況等の確認を行う

(事故発生時の対応)

第8条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなう

(苦情処理)

第9条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付け指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする

(通常の実施地域)

第 10 条 通常の実施地域は神戸市長田区、兵庫区、須磨区、垂水区、西区、明石市 とする

(その他運営に関する留意事項)

第 11 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する

- ① 採用時の研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 6 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密の保持をさせるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業員との雇用契約において明示する
- 4 介護支援専門員等は身分証明書遂行し、初回訪問時または利用者から求められたときにはこれを提示するものとする
- 5 この規程で定める事項のほか運営に関する重要事項は高齢者生協と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第 13 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護サービス等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 14 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策 の資質向上に努める。

附則

この規程は平成 26 年 6 月 1 日から施行する

平成 30 年 11 月 1 日一部改定。

令和 3 年 1 月 1 8 日一部改定。

令和 3 年 4 月 1 日一部改定。

令和 5 年 3 月 1 日一部改定。

令和 6 年 1 月 4 日一部改定。

令和 6 年 3 月 1 日一部改定。